

資 金 概 要

資 金 名	沿岸漁業改善資金（県直貸および融資機関による転貸）		
事業の概要 根拠法： 沿岸漁業改善 資金助成法	沿岸漁業経営の改善等に自主的に取組む沿岸漁業の従事者に対し、無利子の資金を貸付けることにより、沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者の福祉の向上を図る		
基 準 金 利	無利子		
貸 付 対 象 者	沿岸漁業を営む個人・漁業生産組合・漁業協同組合・協業体・会社 等 （※詳細は佐賀県沿岸漁業改善資金貸付要綱の別紙1「貸付基準」に記載）		
資 金 区 分 （資金使途）	経営等改善資金 （合理的な漁業生産方式 又は漁ろうの安全の確保のための施設等の導入に必要な資金）	生活改善資金 （沿岸漁業従事者の生活の改善のために必要な合理的な生活方式の導入に必要な資金）	青年漁業者等養成確保資金 （青年漁業者等が近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成するために必要な資金）
貸 付 限 度 額	1 個人又は1 企業体につき、貸付金の合計額5,000 万円以内 （※ほかに、貸付対象の機器ごとに貸付限度額の設定あり）		
償 還 期 間	資金使途ごとに異なる（※後添の貸付条件一覧表に記載）		
担保・保証人	【 直貸方式 】 個人保証 2 名	【 転貸方式 】 個人保証 2 名 又は 保証機関の保証	
貸 付 枠	県全体で5,100 万円（令和8 年度）		
貸付の財源となる基金の額	279,150 千円 【令和7 年度末時点】 （うち国庫補助金 179,332 千円）		
申 請 方 法	【直貸方式】 漁協及び水産振興センターを通じて県に貸付資格認定申請書、事業計画書及び貸付申請書を提出	【転貸方式】 融資機関に借入申込書を、漁協及び水産振興センターを通じて県に貸付資格認定申請書及び事業計画書を提出	
決 定 方 法	知事は、関係機関の意見等を参酌して、沿岸漁業改善資金助成法第8 条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付けを行うことが相当であると認めたときは貸付資格を認定する（佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則第7 条第2 項及び第9 条第2 項）		

審 査 基 準	経営等改善資金 貸付申請者が、沿岸漁業改善資金を借り受けたうえで貸付対象の事業を行うことにより、その経営又は操業状態を改善する見込みがあり、かつ、その事業を実施することが必要であると認められること	生活改善資金 貸付申請者が、沿岸漁業改善資金を借り受けたうえで貸付対象の事業を行うことにより、その生活を改善する見込みがあり、かつ、その事業を実施することが必要であると認められること	青年漁業者等養成確保資金 貸付申請者が、沿岸漁業改善資金を借り受けたうえで貸付対象の事業を行うことにより、近代的な沿岸漁業の経営を担当し、又は近代的な沿岸漁業の経営に係る漁業技術に従事するのにふさわしい者として養成確保される見込みがあること
審 査 体 制	県と漁協系統団体の各機関を構成員とする沿岸漁業改善資金運営協議会を玄海地区及び有明海地区にそれぞれ設置し、同協議会において沿岸漁業改善資金の貸付けの適否に関する協議を行い、協議結果を意見として知事に提出する 知事は、運営協議会からの意見を参考にして審査を行い、貸付資格の認定の是非を判断する		
転貸方式の 場 合 の 融 資 機 関	九州信用漁業協同組合連合会 ○取扱店舗（相談窓口） ▶ 佐賀統括支店 融資部（電話番号：0952-22-3178） ▶ 南川副支店（電話番号：0952-45-1421） ▶ 唐津支店（電話番号：0955-72-8248） ▶ 県下 18 営業店		

（注）本資金の詳細な貸付条件は、後添の貸付条件一覧表をご確認ください